

## 「渋谷スタディクーポン提供事業」実施要綱

### 1. 実施主体

本事業はスタディクーポン・イニシアティブの一プロジェクトとして実施される。  
運営に関しては、スタディクーポン・イニシアティブの事業運営団体である公益社団法人  
チャンス・フォー・チルドレンと NPO 法人キズキが一切を管理する。

### 2. 目的

本事業は、渋谷区に在住する経済的に困難を抱える家庭の子ども（以下、「子ども」という。）  
が、その経済的な状況にかかわらず、学びや自立に資するサービスを受けることのできる機会を  
保障し、子どもたちの学力や学習意欲を向上させることを目的とする。

### 3. 事業の内容

子どもに対し、塾や家庭教師など学校外の学習支援サービスで利用できる「渋谷スタディクーポン」  
（以下、「クーポン」という。）を提供する。

### 4. クーポンの利用者

本事業においてクーポンを利用できる利用者は、2018年4月時点で東京都渋谷区内に居住する経  
済的に困難を抱える家庭の中学3年生とする。

### 5. クーポンの金額

一人あたり年額20万円（利用決定時に一括給付）  
利用可能期間：2018年4月1日～2019年3月31日

### 6. 利用者の定員

利用者の定員は利用者募集要項で定める。ただし、スタディクーポン・イニシアティブの決定に  
より、その数を増減させることができる。

### 7. 利用者の選定

クーポンの利用を希望する者が多数の場合は、審査により利用者を選定する。審査の詳細な方法  
についてはスタディクーポン・イニシアティブが別に定める。

### 8. クーポンの利用先

クーポンを利用できる事業者は、「渋谷スタディクーポン参画事業者募集要項」（以下、「事業  
者募集要項」という。）に基づき、参画事業者として登録された事業者とする。  
対象となる事業者の条件、登録の基準、その他参画事業者に関する事項は、事業者募集要項で定  
める。

以 上